

連載

フィールド・アイ

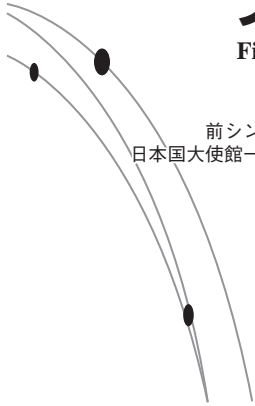
Field Eye

シンガポールから——②

前シンガポール
日本国大使館一等書記官

竹内 ひとみ

Hitomi Takeuchi



シンガポールの少子化対策

はじめに

シリーズ2回目の今回は、日本でも大きな課題となっている少子化対策についてシンガポールの現状を紹介する。少子化対策は即効性を期待するのが難しく、シンガポールでもなかなか大きな成果はでていないものの、出生率の更なる低下を抑制する効果はあると言われている。

1 現状

(1) 合計特殊出生率の低下

シンガポールの出生率は低下傾向にあり、2005年の出生率は1.25と、日本とほぼ変わらない水準となっている(2005年日本の出生率1.26)。2005年の民族別出生率は、中華系で1.08、インド系で1.25、マレー系で2.07となり、すべての民族で人口維持に必要な出生率2.1を下回った。

(2) 未婚・晩婚化

当国では、2005年、30歳～34歳層の男性の37.4%

(1990年33.9%)、女性の26.3%(同20.9%)、35歳～39歳層の男性の22.2%(同17.8%)、女性の17.2%(同14.7%)が独身となっている。2005年の初婚の平均年齢は、男性が30歳(1990年28歳)、女性が27歳(同25歳)で、未婚・晩婚化は進んでおり、女性の初出産年齢の中央値も1990年の27.5歳から2005年には29歳に上昇している。

2 少子化対策

(1) 包括的少子化対策

上記のような現状を踏まえ、リー・シェンロン首相は、首相就任直後の2004年8月、以下のような包括的な少子化対策を発表した。

(イ) ベビー・ボーナス(出産奨励金)の拡充

2001年に導入され、第2子、第3子に対して6歳まで支給されていたベビー・ボーナスを第1子と第4子にも適用拡大した(第1子及び第2子:3000\$ (約24万円)。第3子及び第4子:6000\$ (約48万円))。また、第2子から第4子の出生については、子供のために特別に開設する口座に親が貯金する額と同額の補助金が6歳になるまで支給される(第2子:6年間で上限6000\$ (約48万円)。第3子・第4子:6年間で上限1万2000\$ (約96万円))。特別口座の預金は、政府認可を受けた保育所や幼稚園の費用に使用できるとともに、2007年5月からは政府認定を受けた公立・私立病院、歯科医院での治療費支払いに利用可能となった。

(ロ) 産前産後休暇の延長

8週間の産前産後休暇を12週間に延長するとともに、今まで第1子・第2子にしか認められていなかった産前産後休暇を、第3子・第4子にも適用拡大した。また、第1子・第2子については、延長した4週間分について、第3子・第4子については12週間分について政府が企業に助成金を支給する(上限は4週間で

表 シンガポールの出生率

年	出生率(全体)	中華系出生率	マレー系出生率	インド系出生率
1990年	1.83	1.65	2.69	1.89
2000年	1.60	1.43	2.54	1.58
2001年	1.41	1.21	2.45	1.50
2002年	1.37	1.19	2.29	1.51
2003年	1.26	1.08	2.13	1.36
2004年	1.25	1.07	2.10	1.31
2005年	1.25	1.08	2.07	1.25

資料出所: Population Trends 2006

1万\$ (約80万円)。

(ハ)週休2日制の導入

公務員に対して、2004年9月より週休2日制を導入した。

(ニ)育児休暇 (Childcare Leave)

7歳未満の子供を持つ働く両親は、年に2日間有給の育児休暇の取得が可能となった。

(ホ)所得税控除

保護者控除 (育児のための税額控除として、第2子の出生に対して1万\$ (約80万円)、第3子・第4子に対しては2万\$ (約160万円) が所得税額から払い戻される制度)。

働く母親向け子女控除 (働く母親について、母親の年間課税対象所得より第1子については5%、第2子は15%、第3子は20%、第4子は25%の控除が受けられる)。

祖父母支援控除が新設 (働く母親が祖父母に子供(12歳未満)の世話をしてもらっている場合、母親の年間課税対象所得より3000\$ (約24万円) の控除を受けることができる)。

(ヘ)乳幼児保育助成金 (Infant Care Subsidy)

7歳以下の子供を政府認可の保育所に預ける場合、月に最大150\$ (約1万2千円) の助成金を支給する「幼児保育助成金制度」に加えて、2カ月から18カ月の乳児を認可された保育所に入所させる場合、月上限400\$ (約3万2千円) を支給する「乳児保育助成金」を新設した。

(ト)外国人メイド雇用税の減額

12歳未満の子供がいる家庭、65歳以上の両親や祖父母と同居している家庭等は、外国人メイドを雇う際の外国人雇用税を月295\$ (約2万4千円) から200\$ (約1万6千円) に減額した。

(チ)WoW! (Work-life Works!) 基金の創設

仕事と家庭の調和が図られるような職場環境を創るため、政府はWoW!基金を創設し、仕事と家庭を両立するための研修や在宅勤務のためのコンピューターシステムの構築等ファミリーフレンドリーな対策を実施した企業に対し、助成金を支給する (1企業・1プロジェクトにつき上限3万\$ (約240万円))。

(2)結婚奨励策

上記包括的な少子化対策の他、1984年より、国の結婚促進機関である社会開発局 (SDU: Social Development Unit) がお見合いパーティーやイベント

を開催するなど結婚奨励策を実施してきたが、今後は民間に委託しイメージアップを図るとともに、政府は民間お見合いサービス会社の認証や基金を設置し、お見合いサービスを支援する。

3 少子化対策の効果

人口問題を担当するウォン・カンセン副首相兼内相は、2007年度予算演説の中で、少子化対策の効果として、①2004年に包括的な少子化対策を導入して以来、合計特殊出生率自体は低下していない、②2005年の出生数は3万5500人と前年より400人増加した、③社会開発・青年・スポーツ省の2006年の調査では、56%の夫婦がもっと子供がほしいと回答しており、83%の夫婦が政府の少子化対策によってシンガポールはファミリーフレンドリーな場所になったと回答している、という3点を挙げている。

しかし、リー首相は、2006年の建国記念日大会演説の中で、2004年に導入した少子化対策は今までのところ大きな成果は出ていないと述べ、出生数増加対策は継続するが、シンガポールの人口を維持するためには新たな移民奨励政策が必要である旨強調している。

おわりに

日本と比較して、シンガポールは税制面での支援は進んでいるが、職場環境面では産前産後休暇も短く、日本のような育児休業制度もない。メイドが普及しているとはいえ、出産後子供の教育のために仕事をやめるケースも多く、女性の就業率は出産年齢以降低下するL字型カーブを描いている。今後は、女性が働きながら子育てをできる環境整備の更なる強化が求められる。

またシンガポールは結婚を促進するため、ロマンシング・シンガポールというキャンペーンを実施し、政府がデート成功の秘訣に関するガイドブックを配布したり、男女が惹かれあう香水を販売したり、ユニークな対策を講じているが、若い女性からは、強制的に政府の結婚促進機関に登録させられることへの反感は強かった。結婚促進機関の機能は民間に委託されることとなったが、未婚・晩婚化が進む中、今後結婚奨励策としてどのような対策を講じていくのか注目される。

たけうち・ひとみ 厚生労働省職業安定局首席職業指導官
室中央職業指導官。前シンガポール日本大使館一等書記官。